

知多市広告入り健診等通知書用封筒の広告掲載に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広告入り健診等通知書用封筒の広告掲載に関して、知多市広告掲載要綱（平成21年知多市告示第8号。以下「要綱」という。）及び知多市広告掲載審査基準（平成21年4月1日施行。以下「審査基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「広告入り健診等通知書用封筒（以下「広告入り封筒」という。）」とは、市長が発行した健診等通知書（健康診査受診券も含む。以下同じ。）の送付に使用する広告が掲載された封筒をいう。

(使用目的)

第3条 広告入り封筒は、健診等通知書を発送するために使用する。

(使用期間)

第4条 使用期間は、広告入り封筒を作成した月の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、広告入り封筒を当該年度内に使い切った場合又は当該年度終了後においても広告入り封筒が残っている場合においては、この限りではない。

(広告主)

第5条 広告主は、法人その他の団体又は個人事業主とする。

(掲載の基準)

第6条 広告入り封筒に掲載できる広告は、要綱第3条、審査基準及び別表に定めるものの基準を満たすものとし、公共性及び公益性を妨げず、市の品位を損なわない内容のものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 広告掲載をしようとする者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集は、市の広報及びホームページ等によるものとする。

2 広告掲載希望者は、知多市広告入り健診等通知書用封筒広告掲載申込書（第1号様式）に必要書類を添えて、知多市広告入り健診等通知書用封筒

広告掲載者募集要項（以下「募集要項」とする。）に定める期間内に提出するものとする。

3 申込みに要する費用は広告掲載希望者の負担とする。

4 前各項に掲げるもののほか、募集について必要な事項は、募集要項に定めるものとする。

（広告掲載料）

第8条 広告掲載料は、募集要項に定めるものとする。

（広告掲載者の決定）

第9条 市長は、第7条第2項の規定による申し込みを受けた場合においては、第6条の規定に基づき、広告掲載の適否を審査し、広告掲載者として採用を決定し、又は採用しないことを決定し、知多市広告入り健診等通知書用封筒広告掲載者可否決定通知書（第2号様式）により、広告掲載希望者に通知するものとする。

（広告原稿の作成）

第10条 広告原稿は、広告掲載者の責任及び負担で作成するものとする。

2 広告掲載者は、広告原稿を市長が指定する期日までに、指定する場所に納入するものとする。

（広告掲載料の納付）

第11条 広告掲載者は、掲載の決定後、広告掲載料を市長が指定する期日までに、一括納付しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときはこの限りでない。

（使用の中止）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告入り封筒の使用を中止することができる。

(1) 虚偽の申し込みをしたとき。

(2) 申込者が書面により広告掲載の取下げの申し出をしたとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、広告入り封筒として適当でない認められるとき。

2 前項の規定により広告入り封筒の使用を中止した場合においては、市長

は広告掲載者に対し、その賠償の責めを負わない。

(広告掲載者の責任)

第13条 広告掲載者は、広告入り封筒に掲載された当該広告についての一
切の責任を負うものとする。

2 広告掲載者は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に
不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

3 広告掲載者は、広告掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告掲載
者の責任及び費用負担において解決しなければならない。

4 広告掲載者は第9条の規定により決定を受けた広告掲載に係る権利を譲
渡してはならない。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、広告入り封筒の広告掲載に関し必
要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年11月1日から施行する。

別表（第6条関係）

項目名	基準
1 人材募集広告	<p>(1) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘又はあっせんの疑いのあるものは掲載しない。</p> <p>(2) 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売りつけ又は資金集めを目的としているものは掲載しない。</p> <p>(3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令を遵守していないものは掲載しない。</p>
2 語学教室等、パソコン教室等	<p>(1) 安易さ又は授業料及び受講料の安価さを強調する表現は使用しない。</p> <p>(2) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第43条を遵守すること。</p>
3 学習塾、予備校等（専門学校を含む。）、家庭教師等	<p>(1) 合格率等の実績を載せる場合は、事実又は客観的な根拠に基づいたものとし、実績年も併せて表示する。</p> <p>(2) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容又は施設が不明確なものは掲載しない。</p> <p>(3) 特定商取引に関する法律第43条を遵守すること。</p> <p>(4) 学習塾の広告の内容については、公益社団法人全国学習塾協会が定める学習塾業界における事業活動の適正化に関する自主基準に基づいたものであること。</p>
4 外国大学の日本校	<p>当該大学は、日本の学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学ではない旨を明確に表示すること。</p>
5 資格講座	<p>(1) 民間の講習業者が、労務管理士等の名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用せず、当該資格が国家資格でない旨を明確に表示する。</p> <p>(2) 行政書士講座等の講座には、当該講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用せず、当該資格取得には、別に国家試験を受ける必要がある旨を明確に表示する。</p> <p>(3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけ又は資金集めを目的としているものは掲載しない。</p> <p>(4) 受講費用が全て公的給付で賄えるかのように誤認される表示はしない。</p>
6 病院、診療所及び助産所	<p>(1) 広告できる事項は、医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5及び第6条の7、関係法令、厚生労働省告示、同省の医療広告ガイドラインに定める広告規制等の関連規定に従う。</p> <p>(2) 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨の表示はしてはならない。</p> <p>(3) 広告する治療方法について、疾病等が完治される等その効果を推測的に述べることはできない。</p>

<p>7 施術所（あん摩マツサーズ指圧、はり、きゅう及び柔道整復）</p>	<p>(1) あん摩マツサーズ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。</p> <p>(2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。</p> <p>(3) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載しない。</p>
<p>8 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）</p>	<p>(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第66条から第68条まで、厚生労働省の医薬品等適正広告基準、各法令の所管省庁の通知等の規定に反しないこと。</p> <p>(2) 医療機器については、厚生労働省の承認番号を記載すること。</p>
<p>9 いわゆる健康食品、保健機能食品及び特別用途食品</p>	<p>(1) 健康増進法（平成14年法律第103号）第32条の2、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第20条、各法令の所管省庁の通知等の規定に反しないこと。</p> <p>(2) 健康食品については、医薬品と誤認されるような効能又は効果について表示しない。</p> <p>(3) 保健機能食品及び特別用途食品については、広告内容が国及び法令により認められている表示事項の範囲を超えていないこと、かつ、法令により定められている表示すべき事項が記載されていること。</p>
<p>10 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定するサービスその他高齢者福祉サービス</p>	<p>(1) サービス全般（老人保健施設を除く。）</p> <p>ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。</p> <p>イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。</p> <p>ウ その他サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。</p> <p>(2) 有料老人ホーム 前号に規定するもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 有料老人ホームの設置運営標準指導指針について（平成14年7月18日付け老発第0718003号厚生労働省老健局長通知）に規定する事項を遵守し、同通知別表の各類型の表示事項は全て表示すること。</p> <p>イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。</p> <p>ウ 公正取引委員会の有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年公正取引委員会告示第3号）及び同告示の運用基準に抵触しないこと。</p>

	<p>(3) 有料老人ホーム等の紹介業 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等の一般的なものとする。</p> <p>(4) 介護老人保健施設 介護保険法第98条の規定により広告できる事項以外は広告できない。</p>
1 1 不動産事業	<p>(1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、連絡先、認可免許証番号等を明記する。</p> <p>(2) 不動産売買又は賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記する。</p> <p>(3) 不動産の表示に関する公正競争規約（平成15年公正取引委員会告示第2号）による表示規制に従う。</p> <p>(4) 契約を急がせる表示は掲載しない。</p>
1 2 弁護士、司法書士、行政書士、税理士、公認会計士等	<p>(1) 掲載内容は、名称、所在地、連絡先等の一般的な事業案内等に限定する。</p> <p>(2) 各業に関する法令及び監督団体等の定める広告規制に抵触しないこと。</p>
1 3 旅行業	<p>(1) 登録番号、所在地及び補償の内容を明記する。ただし、補償については、広告内に全て記載してある必要はなく、詳細内容が掲載されているホームページ等への誘導等があればよいものとする。</p> <p>(2) 旅行の内容について、誤解を招き、不当に顧客を誘引するおそれのある表示がなされていないこと。</p> <p>(3) その他広告表示について旅行業法（昭和27年法律第239号）第12条の7及び第12条の8並びに旅行業公正取引協議会の公正競争規約に反しないこと。</p> <p>(4) 一般社団法人日本旅行業協会又は一般社団法人全国旅行業協会の会員に限る。</p>
1 4 通信販売業	<p>(1) 特定商取引に関する法律第11条及び第12条並びに特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号）第8条から第11条までの規定に反しないこと。</p> <p>(2) 会社の概要、商品カタログ等を検討し、市が妥当と判断したものに限り掲載する。</p> <p>(3) 返品等に関する規定が明確に表示されていること。</p>
1 5 雑誌、週刊誌等	<p>(1) 適正な品位を保った広告であること。</p> <p>(2) 見出し、写真の性的表現等は、青少年保護等の点で適正なものであること及び不快感を与えないものであること。</p> <p>(3) 性犯罪を誘発し、又は助長するような表現（文言及び写真）がないものであること。</p> <p>(4) 犯罪被害者（特に性犯罪又は殺人事件の被害者）の人権又はプライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。</p> <p>(5) タレント等の有名人の個人的行動に関しても、プラ</p>

	<p>イバシーを尊重し、節度を持った配慮のある表現であること。</p> <p>(6) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉又はセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。</p> <p>(7) 未成年、心神喪失者等の犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。</p> <p>(8) 公の秩序又は善良な風俗に反する表現のないものであること。</p>
16 映画、興業等	<p>(1) 暴力、賭博、麻薬、売春等の行為を容認するような内容のものは掲載しない。</p> <p>(2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。</p> <p>(3) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。</p> <p>(4) 年齢制限等の一部規制を受けるものはその内容を表示する。</p> <p>(5) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。</p> <p>(6) 内容を極端にゆがめ、又は一部分のみを誇張した表現等は使用しない。</p> <p>(7) ショッキングなデザインは使用しない。</p>
17 古物商、リサイクルショップ等	<p>(1) 営業形態に応じ、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。</p> <p>(2) 一般廃棄物処理業に係る市町村長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。</p>
18 結婚相談所及び交際紹介業	<p>(1) 結婚相手紹介サービス協会に加盟していること（加盟証明が必要）を明記する。</p> <p>(2) 掲載内容は、名称、所在地、連絡先等の一般的な事業案内等を原則とする。</p> <p>(3) 公的機関に認められた個人情報の保護体制を整えていること（一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークを取得している等）。</p>
19 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織	<p>(1) 掲載内容は、名称、所在地、連絡先等の一般的な事業案内等に限定する。</p> <p>(2) 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。</p>
20 質屋及びチケット等再販売業	<p>個々の相場、金額等の表示はしない。</p>
21 トランクルーム及び貸し収納業者	<p>(1) トランクルームとの表示には、倉庫業法（昭和31年法律第121号）第25条の規定により認定を受けた優良トランクルームであること及びその旨を表示すること。</p> <p>(2) 貸し収納業者は、会社名以外にトランクルームの名称は使用しないこと及びその旨を表示すること。</p>
22 ウィークリーマンション等	<p>営業形態に応じ、必要な法令に基づく許可等を受けていること。</p>

2 3 飼育動物の診療施設	(1) 獣医療法（平成4年法律第46号）第17条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。 (2) 広告の内容については動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）を遵守すること。
2 4 募金等	厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること及びその旨を明確に表示すること。
2 5 墓地等	都道府県知事の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。
2 6 金融商品	(1) 投資信託等 ア 将来の利益が確実・保障されているような表現がないこと。また、利益について記載する場合は必ず予想に基づくものであることを明示すること。 イ 元本保証がない旨等のリスクを、目立つようにわかりやすく表示すること。 (2) 商品先物取引及び外国為替証拠金取引（FX）等 ア 監督行政庁等の許可、登録等の商品取扱いに必要な資格を持った事業者であること。なお、名称や登録番号、業界団体会員であることを必ず明記すること。 イ 安全性、確実性、有利性等を強調し、投機心をいわずらに煽るものでないこと。 ウ 利益保障がないこと及び損失が生じる可能性があること等のリスクを、目立つようにわかりやすく表示すること。 (3) その他金融商品 当該金融商品の内容に応じ、前2号の規定を準用する。
2 7 その他表示について注意を要すること	(1) 割引価格の表示 割引価格を表示する場合は、対象となる元の価格の根拠を明示すること。 (2) 比較広告 主張する内容が客観的に実証されていること（根拠となる資料が必要）。 (3) 無料で参加し、又は体験できるもの 費用がかかることがある場合には、その旨を明示すること。 (4) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告 ア 広告主の法人格を明示し、及び法人名を明記すること。 イ 広告主の所在地及び連絡先の両方を明示すること。 ウ 連絡先については、固定電話とし、携帯電話又はPHSのみは認めない。 エ 法人格を有しない団体の場合は、責任の所在を明らかにするために代表者名を明記すること。 (5) 肖像権及び著作権

	<p>無断使用がないか確認をすること。</p> <p>(6) アルコール飲料</p> <p>ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。</p> <p>イ 飲酒を誘発するような表現をしないこと。</p> <p>ウ 飲酒運転禁止の文言を明確に表示すること。</p>
--	--

第1号様式（第7条関係）

知多市広告入り健診等通知書用封筒広告掲載申込書

年 月 日

知多市長 様

知多市広告入り健診等通知書用封筒の広告掲載に関する取扱要領第7条第2項に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

フリガナ 商号又は名称		
代表者職名・氏名		
所在地		
担当者		
連絡先	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	
広告の概要	希望広告枠数	
	希望広告掲載欄（希望に○をつけてください。複数可） 広告欄 A 広告欄 B どちらでも可	
	広告する事業の種類	
	広告原稿の納入方法	

添付書類について

- (1) 市税の納税証明書
- (2) 会社の概要（個人事業主は身元証明書）の分かるもの
- (3) 広告デザイン案

第2号様式（第9条関係）

知多市広告入り健診等通知書用封筒広告掲載者可否決定通知書

知 発第 号

年 月 日

様

知多市長 印

年 月 日付けで申込みのあった知多市広告入り健診等通知書用封筒広告掲載については、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 区 分	掲載する。 (広告掲載欄 A B 両方) 掲載しない。
広告掲載期間	
広告掲載料	
納 付 期 限	